

香川高等専門学校安全衛生管理委員会規程

平成 22 年 12 月 22 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則並びに香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校安全衛生管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教職員の全校的な安全衛生に関する基本方針及び重要事項
- 二 安全衛生管理体制の整備及び充実に関する重要事項
- 三 その他安全衛生に関する全校的な重要事項

(組織及び任期)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 校長
 - 二 安全衛生委員会委員長
 - 三 事務部長
 - 四 その他校長が必要と認めた者
- 2 委員は校長が委嘱する。
- 3 第 1 項第四号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 項第一号の委員をもつて充てる。

- 2 委員会は、必要の都度、委員長が召集する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。